

入札説明書

宮崎県が行う埋蔵文化財センター調査課デジタル業務用パソコン賃貸借及び保守業務契約に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 15 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和6年4月15日

2 競争入札に付する事項

(1) 物品及び数量 仕様書による。

(2) 物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和6年6月1日

(4) 契約期間 令和6年6月1日から令和11年5月31日まで(60月)

(5) 納入場所 宮崎市佐土原町下那珂 4019 番地
宮崎県埋蔵文化財センター

(6) 入札方法 (1) の物品賃貸借について入札を実施する。

ア 入札書は、別記様式2を利用することとし、入札金額は、賃貸借料等(保守を含む。)の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約内容の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が次のいずれかに該当する場合

(ア) 役員等(本件契約の相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同

じ。)であると認められるとき

(イ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき

(エ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が (ア) から (ウ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(オ) 本件契約の相手方が、(ア) から (ウ) までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 ((エ) に該当する場合を除く。) に、県が本件契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、本件契約の相手方がこれに従わなかったとき

イ 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札資格を有する者のうち、サービス(役務の提供)に関する業務で、営業種目が賃貸業務で種目名が事務機器もしくはその他であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の物品について、保守、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。なお第三者は入札に参加できない。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

キ 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む)を有するものであること。

ク 会社更生法(平成22年法律第16号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

ケ この広告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

コ 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1項に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

- (2) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式1）、(1)オの資格要件を満たすことを証明する書類（別紙様式1の2）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所

宮崎県埋蔵文化財センター総務課
宮崎市佐土原町下那珂 4019 番地 郵便番号 880-0212
電話番号 0985(36)1171

イ 提出期限

令和6年4月25日（木）午後5時
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送にあつては、書留郵便に限る。）

エ 入札参加資格確認結果の通知

令和6年4月30日（火）までに通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県埋蔵文化財センター総務課
宮崎市佐土原町下那珂 4019 番地 郵便番号 880-0212
電話番号 0985(36)1171
- (2) 期間 令和6年4月15日から令和6年4月25日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県埋蔵文化財センター総務課
- (2) 期間 令和6年4月15日から令和6年4月25日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 入札説明会は実施しない。なお、本件入札に関する質問にあつては個別に対応する。

8 入札に関する質問

本件入札に関し、質問がある場合には、次により提出するものとする。

- ア 提出期間 令和6年4月15日から令和6年4月25日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県埋蔵文化財センター総務課
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
E-Mail アドレス:maizobunkazai-c@pref.miyazaki.lg.jp
- エ 回答方法 個別に電子メールで回答する。

9 入札と開札

- (1) 入札と開札の場所及び日時
- ア 場所 宮崎市佐土原町下那珂 4019 番地

宮崎県埋蔵文化財センター会議室

イ 日時 令和6年5月7日(火)午後1時30分

- (2) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式4による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (3) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び朱書きにて「5月7日開封《埋蔵文化財センター調査課デジタル業務用パソコン賃貸借及び保守業務契約》の入札書在中」と記載しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。
- (6) 開札には競争入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

10 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結

し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。(過去2箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。)

12 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 最低制限価格

最低制限価格の有無 無

14 落札者の決定の方法

- (1) 賃貸借料等の予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県埋蔵文化財センター総務課

宮崎市佐土原町下那珂 4019 番地 郵便番号 880-0212 電話番号 0985(36)1171

E-Mail アドレス:maizobunkazai-c@pref.miyazaki.lg.jp